

改正案	現行
<p>第五条 法第二十八条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 主要株主（総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第十六条第一項各号列記以外の部分、第十九条第一項第二号及び第二十号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>四（略）</p> <p>第五条の二 法第二十八条の二第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）（X六二二三）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカセットリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方法に従ってしなければならない。</p> <p>一 アトラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に</p>	<p>第五条 法第二十八条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 主要株主（発行済株式（議決権のあるものに限る。）（の総数の百分の十以上の株式）（議決権のあるものに限る。）を有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面</p> <p>四（略）</p> <p>（新設）</p>

規定する方式

二 ポリコーム及びファイル構造については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3| 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 申請者の名称

二 申請年月日

(親法人等となる者)

第十六条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体(以下この条及び第十九条において「法人等」という。)であつて、当該法人等及び次の各号に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

一 (略)

二 当該法人等の総株主の議決権(法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第十七条及び第十九条第一項各号

(親法人等となる者)

第十六条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体(以下この条及び第十九条において「法人等」という。)であつて、当該法人等及び次の各号に掲げる者が所有している当該証券会社の株式(議決権のあるものに限る。以下この条、第十八条及び第十九条において同じ。)の数の合計が、当該証券会社の発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この条、第十八条及び第十九条において同じ。)の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

一 (略)

二 当該法人等の発行済株式の総数又は出資(議決権のあるものに限る。以下この条及び第十九条において同じ。)の総額の百分の

列記以外の部分において同じ。)(の百分の五十を超える議決権)
以下この条、第十九条第一項第三号及び第二項並びに第四十五条
において「過半数の議決権」という。)を保有している法人等又
は当該法人等の取締役会等を支配している法人等

三 当該法人等及び前二号に掲げる者が過半数の議決権を保有して
いる法人等又は当該法人等若しくは前号に掲げる者が取締役会等
を支配している法人等

2 前項第二号に掲げる者(この項の規定により同号に掲げる者とみ
なされる者を含む。以下この項において同じ。)(の過半数の議決権
を保有している法人等又は同号に掲げる者の取締役会等を支配して
いる法人等は、同号に掲げる者と、前項第三号に掲げる者(この項
の規定により同号に掲げる者とみなされる者を含む。以下この項に
おいて同じ。)(が単独で過半数の議決権を保有している法人等又は
同号に掲げる者が取締役会等を支配している法人等は、同号に掲げ
る者とみなして、前項の規定を適用する。

3 (略)

(令第十五条の三に規定する議決権の保有の判定)

第十七条 令第十五条の三第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定
する株主(法人その他の団体であるものに限る。)(、同号ニに規定
する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号ニに規定
する法人等の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有
する議決権(他人(仮設人を含む。以下この条、第二十条第一項及

五十を超える株式又は出資(以下「過半数の株式等」という。)
を所有している法人等又は当該法人等の取締役会等を支配してい
る法人等

三 当該法人等及び前二号に掲げる者が過半数の株式等を所有して
いる法人等又は当該法人等若しくは前号に掲げる者が取締役会等
を支配している法人等

2 前項第二号に掲げる者(この項の規定により同号に掲げる者とみ
なされる者を含む。以下この項において同じ。)(の過半数の株式等
を所有している法人等又は同号に掲げる者の取締役会等を支配して
いる法人等は、同号に掲げる者と、前項第三号に掲げる者(この項
の規定により同号に掲げる者とみなされる者を含む。以下この項に
おいて同じ。)(が単独で過半数の株式等を所有している法人等又は
同号に掲げる者が取締役会等を支配している法人等は、同号に掲げ
る者とみなして、前項の規定を適用する。

3 (略)

(令第十五条の三に規定する株式又は出資の所有の判定)

第十七条 令第十五条の三第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定
する株主(法人その他の団体であるものに限る。)(、同号ニに規定
する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号ニに規定
する法人等の株式の所有の判定に当たって、その所有する株式(他
人(仮設人を含む。以下この条、第二十条第一項及び第四十七条に

び第四十七条において同じ。) の名義によって所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。) には、第二十条第二項各号に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

2 令第十五条の三第一項第一号口に規定する役員及び株主(法人その他の団体でないものに限る。)、同号八に掲げる者、同号二に規定する役員、同条第二項第一号口に規定する役員、同号八に掲げる者並びに同号二に規定する役員の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人の名義によって所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。) には、第二十条第二項各号に掲げる株式及び次に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

一(三) (略)

3 令第十五条の三第一項第一号イに掲げる者、同号口に規定する出資者(法人その他の団体であるものに限る。)、同号二に規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号二に規定する法人等の出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人の名義によって所有する出資及び次に掲げる場合における出資に係る議決権を含むものとする。

一・二 (略)

4 令第十五条の三第一項第一号口に規定する役員及び出資者(法人その他の団体でないものに限る。)、同号八に掲げる者、同号二に規定する役員、同条第二項第一号口に規定する役員、同号八に掲げ

において同じ。) の名義によって所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式を含む。) には、第二十条第二項各号に掲げる株式を含まないものとする。

2 令第十五条の三第一項第一号口に規定する役員及び株主(法人その他の団体でないものに限る。)、同号八に掲げる者、同号二に規定する役員、同条第二項第一号口に規定する役員、同号八に掲げる者並びに同号二に規定する役員の株式の所有の判定に当たって、その所有する株式(他人の名義によって所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式を含む。) には、第二十条第二項各号に掲げる株式及び次に掲げる株式を含まないものとする。

一(三) (略)

3 令第十五条の三第一項第一号イに掲げる者、同号口に規定する出資者(法人その他の団体であるものに限る。)、同号二に規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号二に規定する法人等の出資の所有の判定に当たって、その所有する出資には、他人の名義によって所有する出資及び次に掲げる場合における出資を含むものとする。

一・二 (略)

4 令第十五条の三第一項第一号口に規定する役員及び出資者(法人その他の団体でないものに限る。)、同号八に掲げる者、同号二に規定する役員、同条第二項第一号口に規定する役員、同号八に掲げ

る者並びに同号二に規定する役員の出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権（他人の名義によって所有する出資及び前項各号に掲げる場合における出資に係る議決権を含む。）には、次に掲げる出資に係る議決権を含まないものとする。

一・二（略）

（子法人等となる者）

第十九条 証券会社によって経営が支配されているものとして令第十五条の三第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人等であつて、当該証券会社及び次の各号に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

一（略）

二 当該証券会社の過半数の議決権を保有している法人等又は当該証券会社の取締役会等を支配している法人等

三 当該証券会社及び前二号に掲げる者が過半数の議決権を保有している法人等又は当該証券会社若しくは前号に掲げる者が取締役会等を支配している法人等

2 前項第二号に掲げる者（この項の規定により同号に掲げる者ともなされる者を含む。以下この項において同じ。）の過半数の議決権を保有している法人等又は同号に掲げる者の取締役会等を支配して

る者並びに同号二に規定する役員の出資の所有の判定に当たって、その所有する出資（他人の名義によって所有する出資及び前項各号に掲げる場合における出資を含む。）には、次に掲げる出資を含まないものとする。

一・二（略）

（子法人等となる者）

第十九条 証券会社によって経営が支配されているものとして令第十五条の三第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人等であつて、当該証券会社及び次の各号に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

一（略）

二 当該証券会社の過半数の株式等を所有している法人等又は当該証券会社の取締役会等を支配している法人等

三 当該証券会社及び前二号に掲げる者が過半数の株式等を所有している法人等又は当該証券会社若しくは前号に掲げる者が取締役会等を支配している法人等

2 前項第二号に掲げる者（この項の規定により同号に掲げる者ともなされる者を含む。以下この項において同じ。）の過半数の株式等を所有している法人等又は同号に掲げる者の取締役会等を支配して

いる法人等は、同号に掲げる者と、前項第三号に掲げる者（この項の規定により同号に掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が単独で過半数の議決権を保有している法人等又は同号に掲げる者が取締役会等を支配している法人等は、同号に掲げる者とみなして、前項の規定を適用する。

3 (略)

(議決権の過半数の保有の判定)

第二十条 法第三十二条第七項に規定する議決権の過半数の保有の判定に当たって、保有する議決権には、他人の名義によって所有する株式に及び次に掲げる場合における株式に係る議決権を含むものとする。

一 五 (略)

2 前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる株式に係る議決権を除くものとする。

一 四 (略)

(法第三十七条に規定する上場株券等)

第二十七条 法第三十七条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 新株予約権付社債券

三 削除

いる法人等は、同号に掲げる者と、前項第三号に掲げる者（この項の規定により同号に掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が単独で過半数の株式等を所有している法人等又は同号に掲げる者が取締役会等を支配している法人等は、同号に掲げる者とみなして、前項の規定を適用する。

3 (略)

(過半数の株式の所有の判定)

第二十条 法第三十二条第七項に規定する過半数の株式の所有の判定に当たって、所有する株式には、他人の名義によって所有する株式及び次に掲げる場合における株式を含むものとする。

一 五 (略)

2 前項の所有する株式からは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる株式を除くものとする。

一 四 (略)

(法第三十七条に規定する上場株券等)

第二十七条 法第三十七条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 転換社債券

三 新株引受権付社債券

四 新株予約権証券

五〇九 (略)

(取引報告書の記載事項等)

第三十条 (略)

2 法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ (略)

ロ 債券等(法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券並びに新株予約権付社債券を除く。)、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに令第一条に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)(の買戻条件付売買(債券等に係る買戻条件付売買であり、買戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において買戻日が定められていないものであつて買戻日を定めることにより買戻価格を定めることができるもの)をいう。)

ハ ホ (略)

四 新株引受権証券

五〇九 (略)

(取引報告書の記載事項等)

第三十条 (略)

2 法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ (略)

ロ 債券等(法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券並びに新株引受権付社債券を除く。)、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに令第一条に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)(の買戻条件付売買(債券等に係る買戻条件付売買であり、買戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において買戻日が定められていないものであつて買戻日を定めることにより買戻価格を定めることができるもの)をいう。)

ハ ホ (略)

3 } 6 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明事項)

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 証券会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 持株数の上位十位までの株主の氏名又は商号若しくは名称並びにその持株数及び総株主の議決権に占める当該持株に係る議決権の数の割合

二 } ト (略)

二 } 四 (略)

五 証券会社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第二号に規定する子会社及び同条第六号に規定する関連会社(以下この号において「子会社等」という。)の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 子会社等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、資本金又は出資金、事業の内容並びに証券会社及び他の子会社等が保有する議決権の数の合計及び当該子会社等の総株主の議決権に占める当該保有する議決権の数の割合

(過半数の議決権の保有に関し届出を行う会社)

3 } 6 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明事項)

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 証券会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 持株数の上位十位までの株主の氏名又は商号若しくは名称並びにその持株数及び発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数に占める当該持株数の割合

二 } ト (略)

二 } 四 (略)

五 証券会社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第二号に規定する子会社及び同条第六号に規定する関連会社(以下この号において「子会社等」という。)の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 子会社等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、資本金又は出資金、事業の内容並びに証券会社及び他の子会社等の所有議決権数の合計及び当該子会社等の議決権数の総数に占める当該所有議決権数の割合

(過半数の株式等の所有に関し届出を行う会社)

第四十五条 法第五十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げるものとする。

一 外国の持株会社（銀行、信託会社若しくは令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社）（外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。）の過半数の議決権を保有する会社をいう。次項において同じ。）

二 証券会社によつてすべての株式又は出資を所有されている会社であつて、当該証券会社の業務の遂行のための業務を行っている会社

2 前項第一号において、外国の持株会社の過半数の議決権を保有する会社も外国の持株会社とみなす。

（議決権の過半数の保有の判定）

第四十七条 法第五十四条第二項に規定する議決権の過半数の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人の名義によつて所有する株式又は出資、第十七条第三項第一号に掲げる場合における出資及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含むものとする。

2 前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかわらず、第二十条第一項に掲げる株式に係る議決権を除くものとする。

第五十一条 削除

第四十五条 法第五十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める会社及び同項第五号に規定する内閣府令で定める会社は、外国の持株会社（銀行、信託会社若しくは令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社）（外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。）の過半数の株式等を所有する会社をいう。次項において同じ。）とする。

2 前項において、外国の持株会社の過半数の株式等を所有する会社も外国の持株会社とみなす。

（過半数の出資の所有の判定）

第四十七条 法第五十四条第二項に規定する過半数の出資の所有の判定に当たつて、所有する出資には、他人の名義によつて所有する出資及び第十七条第三項第一号に掲げる場合における出資を含むものとする。

（報告等の徴取及び検査の対象となる会社）

第五十一条 法第五十九条第一項に規定する内閣府令で定める会社は

次に掲げる会社とする。

- 一 銀行、信託会社及び令第一条の九に掲げる金融機関
- 二 証券会社によつてすべての株式又は出資を所有されている会社であつて、当該証券会社の業務の遂行のための業務を行っている会社

別表第五（第四十六条第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
他の会社から営業の全部又は一部を譲り受けたとき	(略)	(略)
銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について、その総株主の議決権（法第五十	一 総株主の議決権の過半数を取得し又は保有した相手方の商号 二 総株主の議決権の過半数	

別表第五（第四十六条第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
他の会社から営業の全部又は一部を譲り受けたとき	(略)	(略)
銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の	一 過半数の株式又は過半数の出資を取得又は所有した相手方の商号 二 過半数の株式又は過半数	

<p>四條第一項第四号に規定する總株主の議決権をいう。以下この項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき</p>	<p>その總株主の議決権（法第五十四條第一項第四号に規定する總株主の議決権をいう。以下この項において同じ。）の過半数を保有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社についてその議決権の過半数を保有しないこととなったとき</p>
<p>を取得し、又は保有した年月日</p> <p>三 總株主の議決権の過半数を取得し、又は保有した理由</p>	<p>一 總株主の議決権の過半数を保有しなくなった相手方の商号</p> <p>二 總株主の議決権の過半数を保有しなくなった年月日</p> <p>三 總株主の議決権の過半数を保有しなくなった理由</p>
<p>出資を取得し、又は所有したとき</p>	<p>その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社についてその過半数の株式又は過半数の出資を所有しないこととなったとき</p>
<p>の出資を取得し、又は所有した年月日</p> <p>三 過半数の株式又は過半数の出資を取得し、又は所有した理由</p>	<p>一 過半数の株式又は過半数の出資を所有しなくなった相手方の商号</p> <p>二 過半数の株式又は過半数の出資を所有しなくなった年月日</p> <p>三 過半数の株式又は過半数の出資を所有しなくなった理由</p>

<p>その総株主の議決権（法第三十 二条第五項に規定する議決権を</p>	<p>その総株主の議決権（法第五十 四条第一項第四号に規定する総 株主の議決権をいう。以下この 項において同じ。）の過半数を 保有している銀行、信託会社そ の他政令で定める金融機関、外 国においてこれらの者が営む業 務と同種類の業務を営む会社、 証券業を営む外国の会社その他 内閣府令で定める会社について 当該会社が合併し、解散し、又 は業務の全部を廃止したとき</p>	<p>一 他の一の法 人等の名称</p>	<p>一 合併、解散 又は廃止の決 議の内容 二 合併、解散 又は廃止の年 月日 三 合併の場合 はその相手方 及びその方法 四 合併、解散 又は廃止の理 由</p>	<p>一 議決権を 保有する法</p>	<p>一 株主総会 の議事録（ 合併の際は 契約書も添 付する。） 二 最近の日 計表（合併 の場合は、 当事者の最 近の貸借対 照表） 三 解散又は 廃止の場合 は、清算の 方法及び手 続を記載し た書類</p>
<p>その過半数の株式が他の一の法 人その他の団体に所有されるこ</p>	<p>その過半数の株式又は過半数の 出資を所有している銀行、信託 会社その他政令で定める金融機 関、外国においてこれらの者が 営む業務と同種類の業務を営む 会社、証券業を営む外国の会社 その他内閣府令で定める会社に ついて当該会社が合併し、解散 し、又は業務の全部を廃止した とき</p>	<p>一 他の一の法 人等の名称</p>	<p>理由 一 合併、解散 又は廃止の決 議の内容 二 合併、解散 又は廃止の年 月日 三 合併の場合 はその相手方 及びその方法 四 合併、解散 又は廃止の理 由</p>	<p>一 株式を所 有する法人</p>	<p>一 株主総会 の議事録（ 合併の際は 契約書も添 付する。） 二 最近の日 計表（合併 の場合は、 当事者の最 近の貸借対 照表） 三 解散又は 廃止の場合 は、清算の 方法及び手 続を記載し た書類</p>

主要株主に異動があった場合 定款を変更した場合	(略)	(略)	破産、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき	いう。以下この項において同じ。 (一)の過半数が他の一の法人その他の団体に保有されることとなったとき
				二 保有される議決権の数、総株主の議決権に占める当該議決権の数の割合 三 保有されることとなった年月日
				人等の業務の概要を記載した書類 二 議決権を保有する法人等及びその主要株主の保有する議決権の総数を記載した書類
一 主要株主でなくなった当該株主	(略)	(略)	(略)	二 保有される議決権の数、総株主の議決権に占める当該議決権の数の割合 三 保有されることとなった年月日
異動の前後の主要株主一覧表	(略)	(略)	(略)	二 議決権を保有する法人等及びその主要株主の保有する議決権の総数を記載した書類

主要株主に異動があった場合 定款を変更した場合	(略)	(略)	破産、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき	となつたとき
				二 所有される株式数、持株比率 三 所有されることとなった年月日
				等の業務の概要を記載した書類 二 株式を所有する法人等及びその主要株主の持株合計数を記載した書類
一 主要株主でなくなった当該株主	(略)	(略)	(略)	二 所有される株式数、持株比率 三 所有されることとなった年月日
異動の前後の主要株主一覧表	(略)	(略)	(略)	二 株式を所有する法人等及びその主要株主の持株合計数を記載した書類

イ 氏名又は
名称若しくは
商号

ロ 異動の前
後の保有議
決権（法第
三十二条第
五項に規定
する議決権
をいう。以
下この項に
おいて同じ
）の数

ハ 異動の前
後の総株主
の議決権に
占める保有
議決権の数
の割合

ニ 異動のあ
った年月日

二 主要株主で
ない者が主要

イ 氏名又は
名称若しくは
商号

ロ 異動の前
後の持株数

ハ 異動の前
後の持株比
率

ニ 異動のあ
った年月日

二 主要株主で
ない者が主要

(略)	役員に法令又は諸規則に反する行為があつたことを知つた場合	
(略)	(略)	株主となつた当該株主 イ 氏名又は名称若しくは商号 ロ 住所又は所在地 ハ 職業又は業種 ニ 証券会社との関係 ホ 異動のあつた年月日
(略)	(略)	

(略)	役員に法令又は諸規則に反する行為があつたことを知つた場合	
(略)	(略)	株主となつた当該株主 イ 氏名又は名称若しくは商号 ロ 住所又は所在地 ハ 職業又は業種 ニ 証券会社との関係 ホ 異動のあつた年月日
(略)	(略)	